第４期第１回　横浜市市民協働推進委員会　会議録	
日　　時	令和元年７月２日（火）午後６時から９時11分まで
開催場所	横浜関内ビル３階　Ａ会議室
出 席 者	中島智人委員長、池田誠司委員、坂倉杏介委員、鈴木伸治委員、林重克委員、 治田友香委員、松岡美子委員、森祐美子委員
欠 席 者	なし
開催形態	公開（傍聴者２人）
議　　題	審議事項 　ア　委員長選任・職務代理者の指名について 　イ　横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について 報告事項 　ア　令和元年度　市民協働推進部事業の概要について 　イ　新市庁舎の「市民協働のためのスペース」について 　ウ　令和元年度　協働事業の提案支援モデル事業の取組について 　エ　「横浜市市民協働条例」３年ごとの振り返りについて 　オ　平成30年度横浜市市民活動支援センター事業評価報告書について 　カ　令和元年度　横浜市市民活動支援センター自主事業の事業計画について 　キ　2019年度版「支援制度ガイドブック」の発行について その他
議　　事	１　開会 （事務局）皆様、本日はご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。これより第４期第１回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。本来であれば、議長である委員長に議事を進めていただくところでございますが、本日は第４期の第１回目の会議でございますので、委員長選出までは事務局により会議を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 　早速ですが、市民協働条例の概要及び市民協働推進委員会について簡単にご説明させていただきます。お手元の資料１をご覧ください。 　－資料により説明－ 　資料のご説明は以上になります。 　それでは、第４期の委員会の開催に当たり、市民局長の石内よりご挨拶申し上げます。 （局長挨拶） （事務局）では、続きまして委員の方のご紹介に移らせていただきます。市民協働推進委員会では８名の方にご就任いただいております。委員の皆様の席上には第４期の委嘱状を配付させていただいております。それでは、次第の裏面に名簿がございますけれども、その名簿に従って順番にご紹介させていただきます。ご紹介の後に新しくご就任いただいた委員の方には一言ずつご挨拶をいただければと考えてお

	ります。まずはご紹介からさせていただきます。 　池田誠司委員でございます。 （池田委員）池田です。よろしくお願いいたします。 （事務局）坂倉杏介委員でございます。 （坂倉委員）よろしくお願いいたします。 （事務局）鈴木伸治委員でございます。 （鈴木委員）鈴木です。よろしくお願いいたします。 （事務局）中島智人委員でございます。 （中島委員）よろしくお願いいたします。 （事務局）林重克委員でございます。 （林委員）よろしくお願いいたします。 （事務局）治田友香委員でございます。 （治田委員）よろしくお願いいたします。 （事務局）松岡美子委員でございます。 （松岡委員）よろしくお願いいたします。 （事務局）森祐美子委員でございます。 （森委員）よろしくお願いいたします。 （事務局）なお、局長の石内からもご紹介がございましたけれども、今期から新たにご就任いただいておりますのは、池田委員、坂倉委員、鈴木委員、森委員の４名でございます。ここで、恐縮ですが、新しく就任された４名の委員の皆様に一言ずつご挨拶をいただければと存じます。 　最初に池田委員、お願いいたします。 （池田委員）ただいまご紹介いただきました横浜市社会福祉協議会地域活動部担当部長の池田と申します。どうぞよろしくお願いします。私は今の部署に来まして２年目になりますけれども、昨年から介護保険の関係の生活支援体制整備事業ですとか、地域ケアプラザのコーディネーターの研修、それから区社協や地区社協の支援という地域活動を中心に支援するような部署の仕事をしてまいりました。その中で特に平成29年・30年に、皆様のお手元におかせていただいた報告書がありますけれども、こども青少年局から地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の委託を受けまして、２年間取り組んだ結果を社協の視点で書いた報告書になっておりますので、ぜひ参考にごらんいただければと思います。こちらは、どちらかというと区社協とか地域ケアプラザの地域で、子ども食堂もそうですが、子どもの居場所をつくるときの動きの参考にしてもらうための報告書にしてありますので、参考にごらんいただければと思います。市民活動の多くは福祉活動でもありますので、ぜひ一緒にいい取組ができればと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。 （事務局）ありがとうございました。続きまして、坂倉委員、お願いいたします。

	（坂倉委員）皆さん、こんにちは。坂倉と申します。よろしくお願いいたします。東京都市大学で教えています。都市大というと都筑区の横浜キャンパスで大変お世話になっているのですが、私が所属しているのは世田谷区の都市生活学部という文系のまちづくりの学部になっています。私は、専門はコミュニティ論とか、住民参加、まちづくりなのですが、いろいろな世代の人たちが集まるコミュニティの居場所づくりとか、あるいは、建物を建てるというよりも住んでいる人の関係性を作っていくことで活動を支援するような、そういう取組を実践的にやっています。学部が世田谷なものですから、実は３月まで世田谷まちづくりファンドの運営委員を４年間務めていまして、やっと終わったというタイミングでこちらの市民局さんに協働推進委員のお話を受けましたので、つい、ぜひと言ってしまいまして、ちょっとでも力になれるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 （事務局）ありがとうございます。続きまして、鈴木委員、お願いいたします。 （鈴木委員）横浜市立大学の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。専門は都市デザイン、まちづくりの分野ですけれども、まちづくりの歴史なども調べておりまして、最近は1970年代ぐらいの横浜の都市づくりにおける市民参加、住民参加の始まりの黎明期のことなども調べております。私自身もＮＰＯの理事を２つほど、それからあと、公益財団法人の仕事もさせていただいて、大学以外でも市民活動を行っております。どちらかというとハード系の仕事が今まで多かったのですが、実は横浜に来る前は千代田まちづくりサポートという、世田谷まちづくりファンドと似たような仕組みがあるのですが、この立ち上げから最後は一応審査委員長まで一通りやったこともございますので、なるべく横浜の状況を知った上で貢献できるようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。 （事務局）ありがとうございます。続きまして、森委員、お願いいたします。 （森委員）皆さんこんにちは。こまちぷらすの森と申します。私は２児の母でして、中１と小５になるのですが、12年前に子どもを産んで家の中で鬱々としていたときに、実は松岡さんもいらっしゃる子育て支援拠点をつくろうという会に参加することによってすごく救われたのです。なので、支援の前に参加によって、私は世の中に今、存在しているなとか、もしかしたら私に力が残っているのかもしれないということをすごく感じられた経験があります。２人の母としてもそうかもしれませんが、市民参加ということが限られた、とても意欲のある、気持ちのある方々のみならず、本当に家から今出られないのだけどという人とか、自分には力がないのだけどという人こそ、一歩踏み出せるようなものがどうやったらできるかということを、この場で皆さんと一緒に考えられたらと思っています。実際の活動としましては、そういった原点もありまして、カフェというすごく敷居の低いところから、お茶を飲んだり、イベントに参加したりできるような場づくりですとか、あとはいろいろな企業の方、商店街の事務局などもやっていますので商店の方と一緒に、街で暮らす、街で子育てするということができないかなということを活動としてやっ

	ています。どうぞよろしくお願いいたします。 （事務局）ありがとうございました。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。次第裏面の名簿に従って紹介させていただきますが、時間の都合上、課長以上のみの紹介とさせていただきます。－次第裏面名簿に基づき課長級以上を紹介－ 　事務局の紹介は以上となります。 ２　議題 （１）審議事項 　ア　委員長選任・職務代理者の指名について （事務局）それでは、審議事項に移らせていただきます。お手元の次第に従いまして、ア、委員長選任・職務代理者の指名についてですが、まずは委員長に関しましては、市民協働条例施行規則第７条第２項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、いかがでしょうか。 （林委員）林です。前年度に引き続き、中島先生にお願いしてはいかがでしょうか。 （事務局）ありがとうございます。ただいま中島委員の推薦がありましたので、中島委員に委員長就任をお願いしたいと思いますが、ご了承いただいてもよろしいでしょうか。 （異議なし、拍手） （事務局）ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご賛同をいただきましたので、改めまして中島委員に委員長をお願いしたいと思います。それでは、委員長席にご移動をお願いいたします。 　それでは、第１回の委員会となりますので、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。 （中島委員長）皆様、改めまして中島です。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど石内局長からもありましたように、今期は第４期目ですね。４人入れかわりまして４人新しい方々と４人古い方々で、今、自己紹介も伺いましたけれども、非常に強力なメンバーの方に恵まれまして、これからまた市民協働推進委員会を一緒につくっていくのをすごく楽しみにしております。局長から話がありましたように今期、今年と来年とで新しい市民協働のためのスペースが新市庁舎にできるということで、市民協働のあり方というものもいろいろと変わってくる、新しく取組が始まるものと思います。最初ですので、市民協働推進条例の趣旨の見直し等もそれに魂を入れていくものと私も心得ておりますので、皆さんと一緒に横浜市の市民活動、さらに市民協働を進めていけるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 （事務局）ありがとうございました。次に、職務代理者の指名についてですが、当

	委員会には副委員長を置きませんが、市民協働条例施行規則第７条第４項の規定に基づき、委員長が委員長の職務代理者をあらかじめ指名することになっております。中島委員長、いかがいたしましょうか。 （中島委員長）坂倉先生にお願いできればと思っているのですが、先生、いかがでしょうか。 （坂倉委員）お引き受けしたいと思います。 （中島委員長）どうぞよろしくお願いいたします。 （事務局）それでは、第４期委員会は、委員長を中島委員に、職務代理者を坂倉委員にお願いいたします。これより、委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。 （中島委員長）では、よろしくお願いいたします。 イ　横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について （中島委員長）それでは、お手元の次第に従いまして、審議事項のイ、横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について、事務局より説明をお願いいたします。 （事務局）資料により説明 （中島委員長）ありがとうございます。では、今の事務局の説明について、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。 それでは、横浜市市民活動運営支援事業部会の部会委員ですが、私が指名することになっております。池田委員を指名したいと思っております。３期まで田邊委員という方が務めていらしたのですが、やはり社会福祉協議会で非常に専門的な立場から部会に貢献されておりました。池田委員も同じように専門的な立場から部会の委員としてふさわしいのではないかと思います。指名させていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。 （異議なし） （中島委員長）ありがとうございます。それでは池田委員、どうぞよろしくお願いいたします。 （池田委員）よろしくお願いいたします。 （中島委員長）以上で審議事項を終了させていただきます。 （２）報告事項 ア　令和元年度　市民協働推進部事業の概要について （中島委員長）続いて報告事項に入ります。ア、令和元年度市民協働推進部事業の概要について、事務局から説明をお願いいたします。 （事務局）資料により説明 （中島委員長）ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ありますでし

ょうか。林委員。
（林委員）私がやっている中で、11番の子ども安全支援事業ですけれども、民間企業等ということで、子ども110番の家の運営をそこがやっているというようなお話があったのですが、私の旭区の認識では、ＰＴＡ連絡協議会が主体となって動いていまして、旭防犯協会、私はそこの会長もしていますけれども、そこからの補助金と旭区の地域振興からの補助金とで運営しているのですが、ちょっとこれとは、この民間企業等ということで内容がちょっと違うのかなという気がするのですが、それはどうなのでしょうか。
（事務局）こちらで書かせていただいたのは、あくまでも企業がボランティアでやっている子ども110番の家でございまして、先ほども少しお話ししましたけれども、車というのはディーラー関係の方がボランティアでそういう活動に協力していただいたり、駅というのは例えばＪＲの駅でそういったことをやっていただいている、あくまで自発的なボランティアでやってるものでございまして、ＰＴＡなどでやっていただいているものとはちょっと違います。こちらに対して横浜市としては補助金とかは出していません。あくまでもボランティアでやっている方たちです。
（林委員）そういうのにも看板なんかは出しているのですか。
（事務局）そこの地域では、看板はそれぞれの企業につくっていただいています。
（林委員）そうですか。
（中島委員長）よろしいですか。ほかの委員の方、何かありますか。森委員、お願いします。
（森委員）新参者なのでちょっと根本的なことかもしれませんが、今の15個の柱を全部見ているとどれも大事なことだと思いますが、これがどのぐらい15本のままなのでしょうか。というのは、市民活動だったり市民協働推進というのは、その時代時代に合わせて、そのときに合わせて新しく取り組むこととか、場合によっては廃止するものとかというのがあると思うのですが、恐らく一回始めたことはどれも大事なのでやめにくいのだろうと思います。と考えたときに、この15個はそもそもずっと見直されず15個のままだったのか。例えば近年これが加わったとか、これが実はなくなったというのがあるのかどうかをお伺いしたいのが１つでございます。
（中島委員長）全体的なので、もしご担当されているところで何かありましたらお願いします。
（事務局）では、地域活動推進課の所管のところからお話ししますと、１番の元気な地域づくり推進事業から始まっておりますけれども、もともとこの事業も平成23年から始まっている事業で、それ以前は地域活動推進課で自治会町内会の支援を従前からやっておりますけれども、自治会町内会プラスさまざまな方々が協働して取り組む地域づくりを進めるということで、新しい補助金を作って始めています。それから、昨年度までこれとは別に協働の地域づくり大学校事業というのを別立てで、もともと市民活動支援センターを運営されている市民セクターが独自の事業と

	して始められたものなのですが、こちらは各区の中で一部展開し始めている中で、平成26年度から局の事業として全区展開を目指して、29年度に全区展開に至ったということで、一定の成果も出ているということで、この事業を元気づくり事業に統合して、それぞれの区ですとか地域の実情に合わせてより効果的に進めていきたいということで変更しております。地域活動推進費、会館整備についてもいろいろな変遷はございますけれども、基本、町内会の活動の支援、会館の支援というのは変わっておりません。ざっくりですがそんなところです。 （事務局）市民活動支援課でいきますと、例えば５番の市民協働推進事業ですけれども、アのところに書いてあります協働事業の提案支援モデル事業というのがございます。これは、条例ができて３年後の見直しの中で、市民の皆さんからの協働提案の数が少ないというような話がございまして、実際により広く公募しながらその提案を育てていくというようなことを、新たに継続的に実施しているものになります。また、これについてはこの成果を生かしながら、来年度はこの内容をさらに進化・発展させていきたいと考えております。 　あと、７番の市民活動支援センター事業ですが、これは来年度、市民協働推進センター、後でご説明差し上げますけれども、市民活動支援から市民協働という形で、中身を超えながら新たな展開を進めていくというようなところは、事業の名前としては同じですけれども、中身としてはここから変えていくというようなことが変化の大きなものであるかと認識しております。以上です。 （事務局）地域防犯支援課でございますが、９から15まで事業をやっておりますけれども、この中で特に最近の情勢といいますか、防犯の認識の高まりによってふえたのがございます。例えば（10）の地域防犯カメラ設置補助事業というのは、平成28年、地域の方からいろいろ防犯カメラについて設置要望があったもので、県とこれは協調で今やっているものでございます。それとあともう一つ、一番最後に防犯灯の整備・維持管理事業というのがございまして、こちらはもともと、以前は自治会町内会が設置して、それに対する設置補助をしていたのですが、電気代の高騰とか、一番大きなものは、５～６年前までは蛍光灯が主だったのですが、地球温暖化のためにCO_2削減ということでＬＥＤ化を一挙に図らなければいけない、それとあと、地元の方の自治会町内会の負担もふえるということで、それを一挙に解決するために横浜市でＥＳＣＯ事業というものを活用して、長く払うような形にはなるのですが初期投資が抑えられ、そういったことで今、防犯に関しては増えているような状況でございます。ただ、中には事業のやり方をいろいろ工夫して統合して事業展開を進めているようなこともございますので、申し伝えたいと思います。以上でございます。 （中島委員長）森委員、よろしいでしょうか。 （森委員）ありがとうございます。15個は変わらず、その中でいろいろと変わったり加わったりということは理解できました。

	（中島委員長）林委員、お願いします。 （林委員）自治会、連合自治会の立場からちょっと。この２番の地域活動推進費についてなのですが、今現在は、会員登録の数によって補助金が設定されているわけですね。これは今なかなか、例えば賃貸とかそういったところは加盟がずっと落ちているのですが、活動としては、自治会に入っていても入っていなくてもそういう人たちの全ての面倒を見ていっているわけです。極端な言い方をすると、ごみの管理であるとか、それからお祭りとか行事があると、あなたはだめよというわけにはいかないので、それは全部会費の中から負担していっているのです。そういう中で、我々としては加盟団体の中で一応戸数というものを、かつては全部、戸数でやってもらっていたはずなのですが、それが中田市長のときからたしか変わってきたと思うのです。それで今、単位自治会、小さな自治会というのは大変苦労しています。でも、今申し上げたように、いろいろな行事とか何かについては誰が来ても受け入れる。それから、広報の配布とかそういったものも、わずかな謝金で動いているわけですが、大変苦労しているのです。もう少しこれの柔軟性というか、何か活動の基盤をもう少し上げてもらうとか。いろいろな工夫はしています。役員は免除するから会員になっていてくださいとか、高齢化するとどんどん、役員が来るから嫌だというのでやめていく人が多いわけです。でも、そうすると地域の振興費が減っていく、活動が停滞していくというようなことになってきますので、今はそういったことで何とか、免除はしますので登録だけはしてくださいという工夫を重ねているのですが、何かしらもう少し考えてもらいたいというのが自治会、連合自治会の立場からの話になります。 （事務局）ご意見ありがとうございます。免除会員に関しては、そういった規定をしていただいているところであれば、免除会員も加入世帯ということでカウントしていただいておりますけれども、大もとが、先ほどの事業の変遷で申し上げませんでしたけれども、地域活動推進費の前に地域振興協力費という形で、広報配布の世帯数ということでまるっと全体でお出ししていた時期があったということなのですが、それに対してもう少しきちんと補助金の目的をはっきりさせて、公益的な活動に対して出すということで整理して今の形になっております。そういうときに加入世帯数の考え方なども整理して、広報というのは加入世帯でない方にも配布していましたけれども、加入世帯数ということで、補助限度額ということでやっております。私どもとしては、自治会町内会の活動自体が地域の支え合いですとか、地域をよくしていく取組というので、公益的な活動をやっていただいているという認識で、加入促進に対しても進めていきたいということで一緒にやらせていただいているところですので、そういった会費免除会員も含めて、できるだけ多くの方に町内会にも参加していただきながら、活動を継続・発展していただければと思っておりますが、なかなか加入の難しい方が多くなっているのも事実でありますので、ご意見として参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

	（林委員）広報については未加盟でも配っていますよ。 （事務局）そうですね、はい。 （中島委員長）池田委員、お願いします。 （池田委員）今の説明の中で幾つか中間支援組織等という言葉が出てくるのですが、ここでいう中間支援組織というのは、各区の市民活動支援センターのことをいっているのか、どこまでを含めているかということを教えていただけたらと思います。福祉の世界では我々市社協や区社協も中間支援ですし、任意団体の地区社協にも中間支援機能を求めたりということもありますし、子育て支援拠点も中間支援的な機能が求められたりということもありますので、この委員会で検討していく上でどこまでを考えていたらいいのかということを教えていただけるといいなと思いますので、よろしくお願いします。 （事務局）ご質問ありがとうございます。中間支援組織という定義の仕方も非常に広くありますけれども、一番広くとれば社会福祉協議会の皆様、それからあと、市役所の組織の内部にはなりますけれども、区民活動支援センターなども中間支援組織としての位置づけになっております。ここに書いてある中間支援組織への支援という形になりますと、市の補助金などの運営に頼らない自立した運営をしている、中間支援を目的とするＮＰＯ法人等が対象になるのかなと考えております。 （池田委員）ありがとうございます。 （中島委員長）鈴木委員、お願いします。 （鈴木委員）ここで質問するのが適当かどうかわかりませんが、地域の中に入って活動していますと、最近は地域ケアプラザが結構、地域活動の中心になっていたり、それからもともとコミュニティハウスや地区センターなどいろいろあって、指定管理の選定などをお手伝いしていると、もう少しうまく情報を共有したほうがいいのではないかと思ったりするのです。それとさらに自治会町内会の活動というのは横浜はやはりすごく活発で、特に南のほうはしっかりしています。この市民協働推進委員会の中ではどのぐらいの範囲まで考えていけばいいのかと。予算の説明というのはわかるのですが、最近はリビングラボをどんどんつくろうとかいろいろな動きが出てくる中で、全体として横浜市の市民協働のビジョンみたいなものがどういうふうに向かっていくのかと少し興味を持っていたのですが、そのあたり、この会議とかかわるのかちょっと私もよくわかっていない部分があるのですが、全体としてどういう方向性を今まで議論してきたのか、ヒントを与えていただけるとありがたいです。 （中島委員長）もしほかの議題のところで関連するような議論があるようでしたら、そちらでもよろしいですか。例えば市民協働スペースですとか、市民協働条例の見直しですとか、これから予定されているところで、では、ちょっとご説明してください。 （事務局）後々ご説明させていただきますけれども、市民協働推進センターという

中にはいわゆる共創の部分も入ったりというようなことで、いわゆる一般的な市民活動だけではなくて、今度の協働の部分には、例えば自治会町内会の活動との連携とか、そういうところも広く含めて考えていきたいと思っています。先ほど中間支援組織の説明の中で抜けてしまったのですが、今、先生のご指摘にありました地域ケアプラザやコミュニティハウス、地区センターなども中間支援組織の機能を有しているということで、特に地域の支援の中では区の社会福祉協議会も非常に重要な役割を果たしていますけれども、やはり一番地域に入り込んで活動に取り組んでいるのが地域ケアプラザというような形になっておりますので、そちらとの連携というのもまた強めていければと思っております。以上です。

あと、協働の振り返り等についても後でご説明いたしますので、そこの中でもまたご質問、ご議論いただければと思います。

（中島委員長）よろしいですか。

（鈴木委員）はい。

（中島委員長）治田委員。

（治田委員）市民協働についてはまた皆さんといろいろご議論が新たにできたらなと思うところがあります。先ほど中間支援組織の定義についてお話しいただいたのですが、恐らくその範囲とか対象についても、横浜ではさまざまな主体が出てきている中で、定義をするというよりは可能性というものを広げていく時期なのかなと思っています。福祉はさることながらまちづくりであったり、さまざまな分野がある中で、なかなかその定義が明確でないからこそ、補助金の中に中間支援を対象にしたものがありますが、提案者がすごく減っているし、対象が明確でないから、自分たちは本当はそういう活動をしているはずなのにそういった認識がなくてエントリーできなかったりとか、エントリーはするのだけれども審査員のほうが中間支援がないというふうに認識してそれを落としてしまう傾向もあったりして、そのあたりでもう少し、みんながわかりやすいというのはなかなか難しいかもしれませんが、間口を広げて、しかもその力を強化していく対象を広げていくということもしていかないといけないし、それを審査する側ももっと広く捉えないといけない時期に来ているのではないかと私は思っております。以上です。

（中島委員長）松岡委員。

（松岡委員）先ほど子育て支援拠点もそうではないかとおっしゃっていただきましたが、実は新しい形の支援がどんどん出てきていると思うのです。今まで自治会町内会という形は、もちろん本当に大きな組織だと思うのです。でも、それではやはりカバーし切れなかった。さっきおっしゃった加入率の問題もあるのですが、そうなったときに、そここそが市民活動推進の私たちが議論していくところなのではないかと思うのです。ただ、この予算を見ると、やはりこういうカテゴリーの中でなっていくんだなということもちょっと見えてきたときに、だからつまり、ここだけではないところをどうやって新しい形、もう既に動き出しているところが横浜なん

	かはどんどんあると思うのですが、そこに光を当てて、私たちがわからなかったところをもっともっと後押しして、新しい自治をつくっていくというぐらいの考えがないと、制度と実態の違いとかそういうものも見えてきていると思うのです。多分、他都市でもそういう動きがどんどん出てきて、そういうところを作っていったからこその、横浜も大分前からそういうことも話していたはずなのですが、そこのところをもっと推進していくこと自体がこの会議の主なところかと思いますので、今までのところにとらわれないということがやはり一番のポイントになるのではないかと、私は勝手に思っております。 （中島委員長）皆さん、活発なご意見ありがとうございます。では、とりあえずこの報告事項はまだアですが、令和元年度市民協働推進部事業の概要についてはよろしいでしょうか。また引き続き、鈴木委員がご指摘してくださいました市民協働ですとかについては、いろいろな議題と絡んでくると思いますので、そちらで説明をお願いいたします。では、先に進ませていただいてよろしいですか。ありがとうございます。 イ　新市庁舎の「市民協働のためのスペース」について （中島委員長）では、続いてイ、新市庁舎の「市民協働のためのスペース」について、事務局から説明をお願いいたします。 （事務局）資料により説明 （中島委員長）ありがとうございます。では、今の説明に対して何か皆さんのご意見、ご質問はありますでしょうか。池田委員、お願いします。 （池田委員）主な機能のところで、新規とか拡充が挙げられているのですが、現在の支援センターのスペースに比べてちょっと狭くなるようなイメージなのですが、その辺は機能的には十分対応できるのでしょうか。 （事務局）今、市民活動支援センターには、活動の場の提供ということで、貸しロッカーですとかレターケース、また、共同オフィスという市民活動団体のインキュベーションのためのオフィススペースがあるのですが、こちらにつきましては機能の見直しを行って廃止することとしております。残りの部分につきましては、この新しく整備いたします新市庁舎のところで機能は果たせると考えております。 （池田委員）ありがとうございます。 （中島委員長）ほかの委員の方。坂倉委員。 （坂倉委員）先ほどの年度予算のご報告と重なるかもしれませんが、とりわけこの市民協働推進センターは来年からスタートするわけですよね。ことしは事業者の選定ということで、この委員会では主にどんなことを議論することになるのでしょうか。 （中島委員長）そうですね、新しい委員の方もいらっしゃいますので、これまでの議論と、これから我々が担うべきことがもしありましたら説明してください。今ま

	でいらっしゃる委員の方も確認したいと思っていると思いますので、お願いいたします。 （事務局）28年度につきましては、まだ具体的な計画が立っていなかったソフト面についてご検討いただきました。30年度につきましては、28年度の意見書をもとに我々が作成した事業要項の内容を、こちらの推進委員会でご意見をいただいたという状況になっております。今年度につきましては、事業の公募の時期にかかりますので、公平性を来すために、当委員会ではこのようにご報告という形で進めさせていただきたいと考えております。明けて来年度令和２年度につきましては、オープン後の事業、ここでもいろいろワークショップなどを開催したいと考えておりますので、そちらの議論ですとか、後ほどご説明させていただきます、協働事業を推進するためのモデル事業について、主にご議論いただければと考えております。 （事務局）私も去年からこの仕事に携わっていて、先生方の議論の結果としてこういう主な機能を持たせていくという議論の経過は聞いています。私の素人的な悩み事といいますか、今一番悩んでいるのは、この設置目的のところにありますように、市民協働推進センターというのは、今までのように地域にある単一のＮＰＯ法人とかの連携だけではなくて、これから市民協働を進めていくときに、主な機能のところにあります、今までのＮＰＯを含めた市民活動団体、それからやはり地域においては自治会町内会というしっかりした組織がありますので、自治会町内会とどのように協働していくのか。それから、学校あるいは研究機関、大学、民間企業ですね。だから、本当に地域の課題は複雑化・多様化しているので、１つのＮＰＯ法人とか複数のＮＰＯ法人でいろいろ行政と考えてやってもなかなか解決手法が難しいと思うので、そういう意味ではそういう学校、大学、企業などと連携していくのに、では、これからどのようにしていったらいいのか。そのときにやはり一番ポイントになるのは、今回この４番に書いてある公募型プロポーザルで選定された運営事業者ということになると思うのです。そういう意味では、この運営事業者というのはどこか単体のＮＰＯ法人に任せるというイメージではなくて、やはり民間企業との連携は、そういう民間企業のことをよく知っているコンサルなり民間企業なり、あるいは大学であればいろいろ研究されている大学の先生とか、そういう少し複数の主体の方で構成されたＪＶみたいな感じでやっていかないと、これからの新しい、場所はこの市民協働推進センターというのをつくったとしても、今までの議論であるように、横浜市としてこれから市民協働を具体的にどう進めていくのですかと、先ほどから厳しいご指摘があるので、やはり今までと同じやり方をやっていてはやっていけないし、それを拡充・発展させていくのか、あるいはもう白紙に戻してまるっきり違う新しいやり方にしていくのかという、そこら辺の議論が詰まっていない中でこれをつくってしまうというところもあるので、せめて作るとき、作った後のポイントとなるのは、後の話ではどういうやり方でやっていけば多様な主体――自治会町内会、学校、大学、企業を含めてやっていけるのかなというところ

	で少しご意見を頂戴できればというのが、申しわけありません、素人の意見なのですが、よろしくお願いします。 （坂倉委員）ちょっとまだわからないのですが、と言いながらもう９月には質問受付、要はほぼプロポーザルが出てくる段階になって、次の委員会は９月25日で、特にもう議論することがないのではないかとつい思ってしまうのですが、それはどんな心構えでいればいいでしょうか。 （中島委員長）どうぞ、お願いします。 （事務局）先ほど担当係長のほうから少しお話ししましたけれども、今、公募に当たっては、これまでこの委員会の場でご議論いただいて、こういった機能を持たせたらいいのではないかということで新規・拡充の項目を挙げさせていただいています。それに対して今、局長が申し上げましたように、いろいろな主体がある程度得意なところを持ち寄ってこの提案に参加していただけることをすごく期待はしているのですが、具体的にこの委員会の場では、その提案基づいて運営事業者が決まっていく中で、また次年度の事業計画ですとか事業展開に向けていろいろな提案がなされていくことになるかと思いますので、具体的にそこをどう進めていくかというあたりが見えてきたところでご報告させていただきつつ、またいろいろなご意見もいただいて、協働契約の中にも反映させていただければなと思っているところです。ただまだ、並行して走りながらにはなってしまうのですが、運営事業者の公募を進めつつ、提案の中でどういった提案が出てくるかというところもありますので、またちょっと提案の中身が出てきて運営事業者の候補者がある程度見えてきた段階で、むしろ次年度の事業展開の仕方の部分でご意見をいただく場面が出てくるかと思っております。よろしくお願いいたします。 （中島委員長）治田委員。 （治田委員）今ここで議論することは、その運営事業者をどう選定するかというところで、必要な考え方みたいなことを提案があってから考えるということだと思うのです。一方で、今回のこの市民協働推進センターの肝は、ここでこんなことを言ってしまってはいけないのかもしれませんが、市民局がどこまで何の役割を担うことができるのかということになるのではないかと。これは、運営事業者がいかんともしがたいことであって、ここの機能として市民局が、例えば出てきた提案に対して、まちづくり系のことだったり、環境のことだったり、いろいろな分野のことが想定される、そのときに、提案を携えて出てきたＮＰＯなり各主体とどう連携したり、場合によったらアドボカシー的なところを、市民局はできないにしても、それを受け取った市民局としてどう料理してどう担当課につなげていくかという機能が求められていて、実はそういうことを求めているのですと言ったのですが、最終的には出てきていないものに対して記述がなかなかしにくいこともあったりして、割とオブラートに包んだ形のこの意見書になっているのではないかと私は理解しております。なので、今、そういったことをたくさんの方に理解いただくために、この

提案支援モデル事業をやっていまして、ここで出てきた課題等が今後の協働推進委員が議論すべき方向だったり、市民局としての体制だったり、今後このセンターを請け負う運営事業者がどうあるべきかみたいなことにつながっていくかと思いますので、決まっていないということ。そこのところも市民、いろいろな立場で参加いただいている方の意見をまず出し合って、何を議論すべきかを決めるというプロセスなのかなと私は理解しております。

（中島委員長）ほかの委員の方、何か質問等ありますか。森委員。

（森委員）今の話を聞きながら、恐らくこのまま市民協働推進センターの設置の公募のプロポーザルが行われて決まっていくという、その報告を受けるというのがこの場なのかもしれませんが、選定されていく中でこういったことも視点として、既に織り込まれているのかもしれませんが、あったらいいなという思いだけ感想を含めて残しておければなと思いました。それが一つは、外に物理的に出なくて済むとか、外に物理的に出られない、両方あると思うのですが、という方々がこれからどんどんふえていくと思うのです。家で何か買い物ができてしまうという便利さの側面もありますし、運転できないというところもあるかもしれません。もちろん身体的な衰え、精神的な病も含めて。そういった人口が増えていくかもしれないという中での市民参加って何なんだろうという。外に出て活動しているという以外の市民参加の姿もたくさんあり得ると思うので、そこまで視野を広げて市民参加というのを捉えた提案だったり評価だったりというのが大事なのかなと個人的に思っています。それが一つです。

　あとは、担い手がいないからという課題ありきで何とかそこを埋めなければという感じの市民参加だと、多分ここから先はふえていかないかと思うので、一人一人が、私はそもそもこんなことをやってみたいというところを出発点とした市民参加をどれだけ促していけるか。これから副業をする人口が増えるとか、若い世代というよりはどちらかというと中間層の、働きながらの世代の人たちの市民参加のしやすさみたいなことを、とてもわくわくするような感じでどれだけ仕掛けていけるかというところもすごく大事な視点ではないかと思っています。なので、今までの連続というよりは非連続で考えて、どれだけやっていけるかという視点と、もちろんこれまでの大事な主体も両方だと思うのですが、そういったことが選定の中で議論されていくとうれしいなと思いました。

（中島委員長）お願いします。

（事務局）今の森委員のお話やほかの委員の皆さんのお話にもつながるのですが、例えば外に出なくて済むという形で言うと、一つのやり方としてはインターネット等の環境を使いながらというのもあると思うのですが、もう一つは、私どもが地域の皆さんのもとに出向いてお話し合いをするというようなこともあるのかなと思っております。今現在、特にここ１～２年なのですが、まちづくり系の部局の連携促進というのを図っておりまして、定期的な連携の会議も行っているのですが、実

際、それぞれの部署に地域の課題の相談や提案が来た場合に、直接その部署の内容でないような案件も来ると、例えば地域まちづくり課に来た案件で福祉の分野も入っていると、例えば福祉の分野とか区役所の職員、場合によっては地域ケアプラザの職員と一緒に地域に出向きながら、最適な支援のあり方を検討しているというようなこともやっております。今度のセンターにつきましては、特に局間連携を深めて、例えばこちらにそういう局間連携の事務局機能を設けることによって、今までは見えない相手に相談しに行くというようなこともあったのですが、このセンターに行けばまず何かしら受けてくれるだろうというようなことで、局際的な連携の部分もそういうことで図れるのかなと思っております。

　それから、新たな担い手の発掘ということにおきましても、今までの人材発掘ということではなくて、やはり森委員のおっしゃっているような、自分の能力が発揮できる分野を活用できるということで、自己実現の部分にもなると思うのですが、そういうところから地域や活動への発展ということも、いろいろな区役所でそういう活動もしておりますので、そういうところもノウハウとして蓄積して共有した上で発展していく、それからほかの団体につなげていくということも実施できればと考えております。

（中島委員長）ほかの委員。鈴木委員お願いします。

（鈴木委員）確認なのですが、この推進委員会は事業者の選定にかかわらない、基本的に報告ということですよね。わかりました。

（中島委員長）先ほど事務局から少し説明がありましたように、市民局を中心とした行政職員による選定のための委員会がありまして、そちらが決定いたします。

（鈴木委員）この委員会で議論したことはそこに反映されるのかされないのか、いま一つよくわからなかったのですが。

（事務局）そうですね、提言という形では既にいただいておりますけれども、やはり今回いただいたような議論も、この選定委員会の中には市民局の関係部署もありますけれども、例えば都市整備局の地域まちづくり課、健康福祉局福祉保健課等といったまちづくり関連の部署の委員も入っておりますので、そういうものと情報を共有しながら、選考基準の重要な材料の一つにしていきたいと思っております。

（中島委員長）ほかの委員の方、何かありますか。

　皆さんの議論をお伺いして、市民協働スペースという名前で確かに協働・共創なのですが、これは市民協働推進条例になったときにも議論がありましたけれども、市民協働のそのもととなるのは、森委員も指摘されましたけれども、市民の自発的で豊かな市民活動というのがあって初めて市民協働というものが成り立つということが、これは条例が改正された時点でも確認していろいろ議論してきておりまして、市民協働推進委員会でも基本的な考え方ではないかと思っております。ですから、市民協働スペースという名前ではありますけれども、新しい形での市民活動も含めて市民活動というものも盛んになっているということに価値を置いてくださる

	ものと、これまでの議論から信じております。これは個人的な感想です。 　あとは、鈴木委員からもありましたけれども、部局というのは市民の側から見たら行政の都合でつくられたものでありまして、生活者の視点から見たら全然関係ないものであります。でも今、松岡課長がおっしゃったように、行政内での局間連携を深めるということもいただいておりますので、市民や生活者の視点に立つとその点がすごく重要で、協働ということを考える上では、治田委員のご指摘にもあるように、市民局を中心とした部局内の協働というものがどう達成されるのかというのもすごく期待されているのではないかと思っております。 　松岡委員。 （松岡委員）横浜市の特性だと思うのですが、370万人いて18区あって、その区は特別区ではなく、横浜市があり区がありという、ここのところがいつも課題になっていると思うのです。つまり、市でやっていたとしても、それが区にどうやって伝わっていくかというところで、やはり一番身近なところは区なのですね。ですので、市で話したことをどうやって区民活動支援センターに伝えていくか。選ばれた後、実際にそこは何をやるのですかというところがすごく大事になってくると思うのです。だから、そこに関しての意見をこちらの委員が伝えていけるということ、選考のことに関してはその手前のところで意見を言っていますが、選ばれた後でもそこに伝えられるようなチャンネルがあるのではないかと、期待を込めて思っております。 （中島委員長）坂倉委員、お願いします。 （坂倉委員）最初なので分からないことを言い訳に。 （中島委員長）どんどんぶつけてください。 （坂倉委員）直感的に思ったのは、今、委託というか、事業者に発注しなければいけないと思っていると思うのですが、本当にこれを回そうと思ったら、例えば10億円ぐらいある予算の半分ぐらいを使って、市のやる気のある人と民間のやる気のある人で新しく法人を作って回せばいいとか思ってしまうのです。わからないから実現性とか全く無視して言うと、何かそれぐらいやってもこれからの市民活動スペースというのは、逆に言うと横浜はすごく歴史のあるところなので、どうしてもこれまでのやり方というのが財産であり足かせになるところがあると思うのです。今、実際本当に動いている自治体というのは、やはりやり方が変わってきていて、行政でやっていても絶対に動かないから、行政が全く別の新しい組織を民間と一緒につくるということも普通になっています。そういうことも実際に今いろいろなところで起こっていますので、これまでどおりの形で何か既存のところに発注しなければいけないという、先ほどＪＶという話もありましたけれども、その考えをもっと進めていくともっといろいろなかかわる形というのが考えられるのではないかと思いました。 （事務局）先生のおっしゃったほど大規模にはならないかと思うのですが、今回セ

ンターに常駐する職員を置き、今度の運営事業者の人たちと同じ場面で一緒になって考えて動いていくということが大切かと思っておりまして、先生のおっしゃった趣旨の一部はそこでぜひ実現させていきたいなと。また、そこが実現していくと次の展開というのも見えてくるのかなと思っております。

（事務局）28年度にこの委員会からご提案いただいた意見書の中にも、新しくできるこの市民協働のためのスペースに関しては、どこか事業者にぽんと託してしまうのではなくて、行政と運営事業者が共同で運営してほしいというようなご意見もいただいております。ですので、従来の形そのままというよりはより一歩、先ほどお話にも出ましたけれども、市民局は一応このセンターの開設を機に行政内部の庁内連携のキーパーソンとなる覚悟で考えているところでございまして、庁内の連携については市民局を中心にまちづくり関係部署であったり福祉の関係部署であったりと連携をとりながら、そしてご提案いただいた運営事業者と協働でここを運営していくということの中でつないでいきたいと考えておりますので、今いただいたご意見、別法人とまではいきませんけれども、協働でやっていくというようなことを考えているところでございます。

　先ほど治田委員からくしくもご紹介いただきましたけれども、この後に協働の提案モデル事業というご報告もありますが、まさにその具体の事例の中でどういった協働の仕方があるかというところも模索しながら、今後どういった形、どういったかかわりでやっていくかというようなことも、今まさにモデル事業で動いているところでございます。

（中島委員長）きょう机の上に配付していただいた意見書の構成ですとか、今話が出ております平成28年度に出した意見書、建議の資料もいただいておりますので、この趣旨が委員会から市のほうにはきちんと伝わっていて、選定にもこの趣旨が反映されるということを前提に私たちは市にお任せしているということをご理解くださるといいのではないかと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、先に進ませていただきます。

　ウ　令和元年度　協働事業の提案支援モデル事業の取組について

（中島委員長）続いてウ、令和元年度協働事業の提案支援モデル事業の取組について、説明をお願いいたします。

（事務局）資料により説明

（中島委員長）ありがとうございます。この取組は28年度から続けておりまして、まだ今年度も進行中ですけれども、ずっとかかわっておられた治田委員、何か特記事項はありますか。

（治田委員）ご説明ありがとうございました。こうやってきれいにまとまってしまうと、何が課題だったのかがちょっとわからないなと思っておりまして、例えば肺がん患者の会ワンステップの場合は、国としてがん教育を広げていかなければいけないときに、県なり市におりてきたときにうまく回っていかない、うまくいかない

	というのがちゃんと説明できないのですが、その壁を越えていくのにこの枠組みを使って展開していきますということだったかと思うのです。結局、教育委員会とＮＰＯがやりとりをしていくときにものすごい壁があって、そこのスキルを身につけたところが次もいろいろ展開しやすくなるし、これはほかの分野にも、例えばこの肺がん患者の会の方が別の分野の方にもこのようにしたら風穴があけられるよとか、このようにして行政の方と連携したらうまくいくよというノウハウを広げていくためのモデル事業ということなので、そこが書かれないと、何かうまくいったねで終わってしまうと、60万使ってこれができたんだ、ではないと思っていて、しかも60万でやっているけれども、これがもっと違った金額に転換していったらほかの助成金が取れたりという、そのモデルを広げていくためのものなので、ぜひそういうまとめ方をしていただきたいなと思いました。 ちょこっと子育てレスキュー隊もそのとおりで、もともと市の制度では、先ほどもご説明がありましたけれども、本当に使いにくい部分があったのを、この方々のこれまでの活動の中で、自分たち一者ではなく横でつながる、市民団体自体も横につながることによってこれができましたということ、さらには、都筑区での取組がほかの区でもできたらいいよねということのステップになっていまして、恐らく区との連携の仕方とか、ほかの活動している、ＮＰＯはご存じのとおり横連携がなかなかしにくいですよね、みんな自分がすごいと思っているから、それを越えることによってできることがあるというのを示すものであったということです。そういったプロセスの中でできているものなので、ぜひともそこの共有をお願いしたいと思います。 今回、モデル事業で最初の提案出しから事業化、そして、そこで選ばれた方からこの３団体を選ぶというプロセスがあって、このプロセス自体もこれからもっと議論していったらいいのかなと思っています。結局、課題はもっとどんどん出てくるわけで、その当時選ばれたものが、本当にそこをブラッシュアップすればいいのかではなくて、それまで取り組んできたものも途中からエントリーできる仕組みがあったらいいと思いますし、提案の募集もその年度だけではなくて続けてやっていかないと結局、横の共有にはならないということもあって、そういった制度のあり方みたいなことも、限られた予算ではあるかと思いますが、もっといろいろ深めていっていただいたらいいなと思っています。金額もこの金額ではないかもしれませんし、それも含めてご議論いただいて、つなげていけるようにかかわることができたらと思っています。以上です。 （中島委員長）ありがとうございます。ほかの委員の方、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。坂倉委員。 （坂倉委員）すごい事業なんだなと思いました。提案の募集と団体に対する支援という、その枠組みで考えると若干内容が実態よりもつまらなく見えてしまうような気がして、実際に当事者として直面している課題があって、まず１年目はそれに取

	り組もうとしている主体がいるという状況ですよね。それで何かこれって、さっきリビングラボという話も出てきたのですが、要はその課題をコミュニティでマルチステークホルダーでどうやって解決するデザインをユーザー参加型でしていくのかという３年間のプロセスだとすると、課題があって当事者がいるので、そこに必要なのはもしかしたら、いろいろなステークホルダーをちゃんと巻き込んでいってエコシステムをつくっていくことや、課題をしっかり特定してそれをどのように解決するかというデザインを、サービスデザイナーとかエンジニアとか、あるいは大学とか、それができるいろいろなスキルの人やいろいろなアイデアを持っている人を混ぜて、ちゃんと本当に解決できるアイデアにしていって、それを実際にプロトタイピングしてやってみて、実装してみて検証して、みたいなことが３年間でもし本当にできたらものすごくすばらしいモデルになっていって、この３年かけて解決策をちゃんと回すというのも新しい拠点でしっかりシステム化してやっていくと、すごく可能性があるのではないかと思いました。 （中島委員長）池田委員、お願いします。 （池田委員）私は、今署の前は区の社会福祉協議会にいたのですが、そこで区連会の会議に出ていてこの議題があったのを覚えています。そのとき、これが本当に機能するかなと正直思ったのですが、こんなにいい動きになっているんだなというのが今わかりまして、ありがとうございました。 　ちょっと一つ、聞き漏らしてしまったのかもしれませんが、６団体から３団体に選考されたときの理由みたいなことが聞けるといいかなと思うのですが、お話がありましたっけ。というのと、あと、まさに活動している当事者の、日ごろの制度の使いにくさとか生活の課題とか、そういうところから出てきた提案なので、そういうものを拾い上げて解決に向けて取り組むのはすばらしいなと思ったのですが、先ほど金額のことも含めてという話がありましたけれども、ぜひ継続をどうしていくかというところをしっかりと考えて、この活動が次につながるような形にしていけたらいいのかなと思っています。そのときは、例えばてんでんこプロジェクトなんかは金沢区の災ボラなので区社協もかかわっているかと思いますが、この後の例えば助成金の問題で、区社協の助成金とかも使うのであれば、モデルの段階から区社協がかかわるとか、何かそんな工夫があってもいいのかなと思いますし、また独自の継続の支援があったりということでもいいと思いますが、その辺をしっかりと考えて次の事業に展開していかれたらいいかなと感じました。以上です。 （中島委員長）では、６団体から３団体にというのがもし何かありましたら。 （事務局）６団体から３団体にご選考いただいた理由としまして、申しわけございません、手元にその当時の評価書というのがないので恐縮なのですが、まずは地域課題をどのように捉えているかですとか、あとは治田委員がおっしゃっていただいたように、自分の団体だけではなくて、地域課題解決のためにどのようなアイデアの広がりが出てきたかといったところ、また、協働事業ではございますので、実際

	に行政と協働として取り組んでいけるかといったような視点もございまして、非常に接戦というか、厳しいご審議をいただきつつ、３団体を選んでいただいたところでございます。 （中島委員長）治田委員、補足はありますか。 （治田委員）この選定のプロセスにおいて、この委員会が審査員になって公開でプレゼンしていただいて、非公開で選定するというプロセスでありました。なので、各団体の進捗とか、力量もそうですけれども、行政との調整具合いですとか、それがどれぐらい煮詰まっているか、そういうことについてもかなり議論して、不採択の団体にこういうところが改善点ですよねということもお伝えしていたかと思います。なので、プレゼンの良し悪しだけではなく、どういうプロセスでそうなったかも含めて、私は結構オープンに議論できたのではないかと思っていまして、そのプロセスももっと宣伝していいのではないかというぐらい私としてはよかったのではないかと思っております。結構、選考の過程で点数も皆さん変わられましたし、最初はそれはちょっとどうなのみたいなところも、それぞれの委員なりの知見というかそれも踏まえていろいろ議論が深まったかなと思っているところです。選ばれたところがすごくよかったというか、もちろんよかったのですが、選ばれなかったところについては恐らく行政との調整がうまくいかなかったとかそういうのもあるかと思うので、そこはどこかで共有したほうがいいのかなと思っております。 （中島委員長）何か補足はありますか。松岡委員。 （松岡委員）選ばれたというよりは多分、今の段階でやっていくにはこの団体なのではないか、今回は選ばれなかったとしてもその団体はこの先続けていく、そのときに、せっかくここで提案してきたわけですから、それをどうやってすくい上げていくかということも大事なところだったのではないかと思います。本当に接戦だったし、私たちも議論しましたが、確かにこういう書面で見るとわかりにくいので、ここに提案してきたこと自体がとても意味のあるものだということをもっと伝えていかないと、採用、不採用のみで終わってしまい、大事なことを伝えていかないと、次に提案してくる人たちはこれを見て提案してくるのではないかと思うのです。あと、行政と丁寧に話をしていくということができる選考だということ、特に小さい団体だとそこを取り上げてもらえないということがあると思いますので、それこそが協働の醍醐味なのではないかと思います。そのあたりをどうやって伝えていくかということも大事なのではないかと思いました。 （中島委員長）治田委員。 （治田委員）今回おもしろかったのがこの金沢の事例と都筑の事例なのですが、もしこれで採択されなかったら自分たちの区で引き取ります、それぐらい行政マンも一緒にプレゼンの場に来て応援してくださったと思います。それと、やはり政策につなげていけないと意味がないなと思っていて、ＮＰＯって何となく行政の下請けだったりとか、何かちょこっとお金を出していれば適当にやってくれるでしょみた

	いな、すみません、今のは語弊かもしれませんが、そうではなく、ちゃんと議論ができる主体であって、地域情報を持っている主体であって、政策も提言できますと。横浜は事業規模が大きいので、どうしてもエントリーできる額が大きくなってくるとすごくハイスキルなというか、東京から事業者が来てしまったりとか、企業がそれをとっていってしまったりとか、別に企業が悪いわけではないのですが、そういった道が閉ざされてしまうケースが多いので、むしろ市民が力をつけてそういうものを提案して事業化していくということも大事ではないかというところで言うと、金額が小さくてこれでどうなのというのもあるのですが、そういったことがみんなで共通で議論できる場だったのではないかと思っています。 （中島委員長）ありがとうございます。では、森委員。 （森委員）今の議論を聞いていて、行政とそれ以外の主体の協働という時代から、いろいろな人たちが一緒に街をつくっていて、それはもしかしたら行政の人かもしれないし、商店の人かもしれないし、市民の人かもしれないという、その中で今回こういう枠組みで協働しよう、そのほうがインパクトが出るからという時代にもう来ているのだろうと感じています。なので、提案して審査されていろいろなところとつないでもらって実施するという、今はまだまだそういうことを繰り返していく必要はあるかもしれないなと思いながら、しかもそれがやはりすごく意義があるなと思いながら聞いていたのですが、同時にもしかしたら新しいやり方を模索してもいいのかなというのも感じました。というのも、制度をより活用しやすくするということを目的に掲げてしまうこと自体が本当にいいのかと思ってしまって、うまく言えないのですが、協働しなければいけないというのではなくて、協働が必要になったときにするというか、よりしやすくなるような環境整備をもっとしていきましょうというふうに振っていくことが大事なのではないかと。伝わりましたか。わからないですよね。もっと同じフラットな場で、行政の人もいて、企業の人もいてという場がもっと、リビングラボも少しその流れかもしれないし、リビングラボ的な場が今ふえてきていると思うのですが、それをもっと促進して、意外に地域の活動を見ていると、地域の小さなレベルでの動きというのは、あの業者の人と、あの商店の人と、あの行政の係長さんと、まず打ち合わせを持ってみようかみたいな動きで走り始めたりもするのです。それがだんだん大きくなって、この制度がもう少し変わっていくとより使いやすくなるよねという議論になったときに初めて提案のアドボカシーになっていくということもあると思うのですが、もう少し小さなレベル感のことを促進していくほうが大事なのかなという気がしました。うまくまとまりませんが。 （中島委員長）今の話で言うと、さっきの話に戻るのですが、要望のほうにも、市民等間の連携もぜひ取り組んでください、要するに行政とかかわる連携だけではなく、そういう促進というのも入っているのです。あと、のはらネットワークですと、この協議会というのはもちろん地域の区、都筑区の方も入っているのですが、

都筑区の方もどちらかというとワン・オブ・ゼム的なところがあって、そういう民間同士のキーパーソンのつながりというのもちょっと意識したような協働の取組、まさに森委員がご指摘してくださったようなこともちょっと見えてきているような協働だったのです。それもすごく大切なので、今、言語化してくださってすごくよかったと思います。ですから、協働って、昔やったときもそうなのですが、市民同士の協働、行政とかかわりなくその課題を何とかしようとしている方々の協働というのももちろん自由な協働ということで、市民活動と一緒でそれに価値を置くということは多分、横浜市ではすごく大切にされていると思います。ただ、それが今は具体的な条例に付随した取組というものになってしまっているので、どうしても行政との協働みたいなのが見えてきてしまっていますけれども、今、森委員のご指摘どおり、やはりそちらもきちんと明示的に取り組んでいく必要があるかなと個人的に思いました。横やりですみません、鈴木委員、お待たせして申しわけありません。お願いします。

（鈴木委員）初年度はわからないことだらけなので聞いてしまいますが、人口の規模からしてももう少し件数がふえてもよさそうなものだなと。千代田区の人口がたしかその当時４万人台で、サポート事業をやろうとすると大体20～30団体応募があります。それはまちづくりに限定しているので、それ以外の福祉とかのものは残念ながらはねなければいけない。はねた上で20～30集まってくる。世田谷も多分それぐらい数が集まってくると思うのです。それからすると、まず応募団体が少ないというところをどう理解するのかというのがちょっと気になったところです。それと、モデル事業を公開審査でやって、それが一つ団体を育成するコーチングのような機会になっているというのも理解できるのですが、多分それを繰り返しながら、そういうパートナーになれるような団体を育てていくというつもりでやるのか、それとも、一つの事業をやりながら行政と市民団体との協働のノウハウを得ていくということに力を注ぐかによって、全然やり方が変わってくるのではないかと。それは永遠の課題で、2000年代の初めぐらいに世田谷の委員の方と意見交換をして、どこを支援するのかと。全体の活動が定常的に動いていく中で、団体がスキルアップするところを支援するのか、それとも、定常的な活動がうまくいくような能力をキャパシティービルディングするのか、そういう、何に狙いを置くのかというのがものすごく市民協働では難しいと思うのですが、そのあたりをどのように考えてモデル事業をやっていらっしゃるのか。批判的な意味ではなくて、前提条件を知っておきたいという質問です。

（中島委員長）治田委員。

（治田委員）これは一つの枠組みの事業でして、市民協働を広げるためにどうしたらいいのかということで、もともと横浜市は補助事業もそうですし、助成金事業もそうですが、たくさんになっていらして、それはもう、要は10万、20万、100万もあるのかな、夢ファンド基金もそうですがたくさんある。だから、自分の事業を広げ

	る手はたくさんあるのです。でも、行政との協働の中で新しい政策を作ったりとか、そういうものについて、せっかく協働条例をつくったけれどもエントリーがない。それはなぜかというと、行政側がうんと言わないと提案が出来なかったりとか、結構それを受け取るプロセスになかなかそれを受け取る側の行政が、リテラシーというか意味が、結局仕事がふえることになるし、そんなのやっていますということで離れてしまう。でも、市民団体としては、それは行政はやっているかもしれないけれども市民が思うとおりにはなっていませんよねとか、もっとこういう読み方があるのではないですかという、そのやりとりをするときに市民局に１回手を挙げたらその枠組みをつくりますよという制度でもある。そこに、せっかくそういう枠組みがあったのだけどエントリーがないから、それってもったいなくないですかねと。機会損失ではないですかねということで、このモデル事業ができた経緯があって、結局できたときから３件ぐらいしかなかったのです。保土ケ谷のまちづくりとか、それも行政マンがそれを使おうと思ったから市民団体がエントリーできたとか。もう一つは何でしたっけ。 （事務局）金沢の防犯情報を一律的に自治会町内会に提供するといった仕組みづくりです。 （治田委員）子育て通報でしたっけ。防犯でしたっけ。 （事務局）防犯になります。 （治田委員）もう一個が。 （事務局）もう一個が、昨年度青葉区で実施された地域のシニアの方々のノウハウを子どもたちに提供するという。 （治田委員）それぐらいしかなくて、横浜市の規模だったらもっとありますよね。それが上がってこないというのは、行政側の理解が足りないのと、市民側もそれをどう使っていいかわからないというのがあって、そこをちょっと底上げしましょうということで出てきたもの。その割には金額が少ないのではないかという話も先ほど委員からありました。結局、行政側にとったら予算がちゃんとつかなければ事業として認められないので、そういう意味ではもう少しインパクトのあるもの、だけれども今ある中でまずはやってみましょうということで始まったということなので、市民団体にとっても余り金額だけではないと思いつつ、インパクトをどう出すかというところでちょっと少なかったかなと思うのですが、そういう経緯があったということです。なので、そういう枠組みの中で出てきた事業というふうに理解しないと多分難しいかもしれません。 （鈴木委員）そうなると、行政側の問題が大きいという話になってしまいますよね。この事業を３団体とやった後、それが行政の施策にどう反映するのかという、そこの記述がないとおかしいですよね、だとしたら。 （治田委員）なので、これの先が協働スペースでどう事業展開できるかというところにつながっていくようになったらいいけれども、まだ多分縦割りというか考えて

	いると思うので、私たちとしてはそういうことを言っていかなければいけないと。 （鈴木委員）大学と自治体の連携にも似ている部分があって、教員のほうからこういうことができますと言っても、大体けんもほろろなのです。横浜市大とはいえ、横浜市大だからこそ、何をわけのわからないこと言ってるんだというので簡単に蹴られるというのも実際あります。大体それがちゃんと案件として成立する人というのは、ふだんから行政と協働していて、行政側の情報を持っている人たちなので、そういう人たちがやるとそれなりに動くと。でも、一から手を挙げるときに、行政とのかかわりがない先生が手を挙げても、ほとんど門前払いを食らうというような状況で、これは地域貢献の大学が取りまとめた後知ったので実感として持っています。 　一方で、年に一遍大学調整課というところから、市のほうはこういう課題を抱えていますというリストが送られてくるのですが、来るタイミングが非常に遅くて、要は大学側でそういう来年度の活動を検討するタイミングよりもずっと遅いタイミングで来るのです。そうするともうそこで１年のギャップが生じてしまって、大学の中にも補助金をつけていろいろな活動をサポートする仕組みがあるのですが、それにも乗っからないという、何か定常的に行政課題としてこういうものがあるのですということを行政側がはっきりと表に出しておいてもらったほうがいいのかなと。そういう意味では９条を使って課題を明らかにするというアプローチをかけていかないとなかなか手は挙がっていかないのかなという感想を持ちました。 （中島委員長）ありがとうございます。治田委員。 （治田委員）そういう意味で、結局、市民側も行政の意思決定のプロセスを知らないと提案しても来年４月から始まることを２月に言っても間に合わないわけですよね。それを８月にして事業化してもらうのか、まず何か委員会をつくってもらうのかとか、そういうことも知りつつどう協働していくのですかと。しかも、私ども関内イノベーションイニシアティブと市民活動支援センターとで最初の提案力スキルアップ道場というのをやらせていただいたのですが、そのときによく言っていたのは、自分にとっての事業ではなくて、行政と組むことによって今までできなかったこと、それができてよかったと思うのは市民ですよね。だから、自分たちがやりたいことだけ言っても誰もうんとは言ってくれないということも含めて伝えていかないと、そこにみんなが上がっていかないんだなと。さらには、そういうふうに思って上げてきた事業をどう行政が受けとめるかというところがまだできていないので、今おっしゃっていただいたように次の研修事業ではこれをちゃんと題材にして、どういうプロセスだったのか、どこに課題があったのかというのを共有したらいいと思うし、そういうことをずっと続けていかなければいけないということに皆さんが気がついて、それを言っていただくということが一番いいのかなと思います。 （中島委員長）ありがとうございます。

	（事務局）皆さんのご意見、ご議論ありがとうございます。この事業もモデルとして始まったばかりのものですのでいろいろな課題も出ていると思いますが、一つ大きな成果としましては、道場というような形や提案の段階においてもフォローをしっかりと、皆さんも含めてしていっているのは大きいのかなと思います。私自身は３月まで都市整備局の地域まちづくり課というところにおりまして、この課ではまち普請といって市民提案によって整備助成をするという制度があるのですが、これは事前に相談いただく場合もあるのですが多くの場合、ある意味いきなり申し込んでいきなりコンテストという形になっているものが多いです。そうすると、それぞれの提案を受ける行政の部局としてもいきなりということで、いい事業もなかなか進まないというものも正直ございます。このモデル事業についてはその前段階での関係性とか、提案がどうすれば通るというようなことがなされているということで、ここに来てこの事業、かなり行政間とスムーズに、こんなにうまくいっているんだというところは私自身非常に感じるところがありました。一方でまだまだ金額的なものとかやり方の課題、年数的に４年というのがやや長いのかもしれませんし、市民の皆さんの夢を実現する部分にもなりますので、もう少し期間を縮めたりする中で効果的にやっていくやり方はあるのかなとも思っています。 あともう一つ、これは条例でいう10条の部分ですが、９条のというご意見もございましたけれども、９条の部分についてもしっかりと来年度はやっていければなと思っております。これは今、やはり行政として非常に予算が限られている中で、予算化されるものというのは、事業化が完全に見込まれて効果が本当にあるというのが見込まれない限り、ほとんど新規予算はつかないと。あえてつけるとすれば、既存事業を削った上でという形になってしまうのが多いのですが、そうすると多分ほかの部署でも多くのアイデアが、実際に聞くものもありますけれども、多くのアイデアが生まれても実際にはできずに埋もれている事業というのがあって、そこに市民の皆さんのニーズがあったりとか、それから、ある意味手前みそになってしまいますが、市の職員のやる気を結果としてそいでしまっている部分もあるのかなというところで、例えば20～30年前ですと、新規事業の提案があった場合はとりあえずやってみるかと。２～３年やってうまくいかなければやめればいいし、うまくいけば制度化しようよという流れがあったのですが、それが今、消えている状態ですので、この９条を使った行政側からの発意の部分については、１回やってみようよという部分がうまく復活できればいいのかなと。そうすれば新たなニーズがさらに生まれてくるでしょうし、行政の枠組み、要は提案というのが、受けるだけではなくて出せるという形になれば、受ける提案に対してのハードルというのも低くなるのではないかと。先ほど森委員のおっしゃった地域の人たちと区役所の人が動いてこんな感じという部分を、こんな感じではなくてこうできるというのを明確に示すことによって、先見の明がある職員だけではなくて、そこの課題に迫られてやることもあるかもしれませんが、枠を一つつくることによっていろいろな行政なり地域の

	課題を解決する分野が出てくるのかなと。あと、あくまで協働というのは行政だけのものではありませんので、団体同士の協働という形であれば、例えば夢ファンドを使っていただくとかいろいろなやり方があるかと思っております。 　鈴木委員のおっしゃった、市の大きさに比べて制度の枠が少ないのではないかというご意見もありました。そこは区民活動センターとも連携しながらという部分もあるのですが、例えばまち普請についても今年度、採択は毎年３団体になるのですが、今年度提案が12団体で去年も12団体という形で、ですから、平均すると１つもない区もあるのですが、伸びていかない原因としては、やはり支援の枠が少ない。３団体という枠になっているので、提案する市民の方も、まち普請は難しいからといってあらかじめ諦めてしまう層がかなりあるのです。ですからそこを、これはまち普請事業との連携というのもあるのですが、どうやって連携しながら枠をふやしていくかとか、あとは実際の支援が終わった後のフォローをどうやっていくかというのもあります。これも今、地域まちづくり課と連携してはいるところなのですが、地域まちづくり課でクラウドファンディングの業者との連携、紹介という事業もやっていまして、今、２事業クラウドファンディングをやっています。１事業については180万円の目標設定をクリアできているということもありますので、こういう局をまたいだ制度の活用をすることによって、さまざまな協働なり、市民生活を豊かにする事業が成り立っていくのではないかと思っております。 （中島委員長）ありがとうございます。今、９条の行政の提案型の仕組みを今年度検討していくというお話をいただいていますが、その点については委員の皆さん、どうでしょうか。坂倉委員。 （坂倉委員）市民活動の促進と課題解決の促進というのはレベル感が大分違うと思いまして、市民協働と言っているときは課題解決につながるようなものを生み出していこうというのが根底にあると思うのです。だから、各町会頑張ってとか、いろいろな小さいグループでいろいろな活動してねみたいなこととはちょっと違うんだという認識です。その上で課題解決というのが、課題解決にかかるコストというか、課題解決が本当にできる確率というか、そのハードルの高さがちょっと安く見積もられているような気がしまして、結構大変だと思うのです。足りないものを頑張っていればちょっと解決の方向に向かう時代はとっくに過ぎており、どうやったら課題が解決されるのかが誰もわからない、けど困っていることは多いという状況をまず認識することがすごく大事だと思います。私は慶應のＳＦＣという、課題発見・課題解決型キャンパスといわれるところでずっと学んだり教えたりしているのですが、最近ＳＦＣの先生が、うーん、課題なんかもう解決できないんだよな、みたいな話を本気で言い始めるような。つまり、完璧に解決され切る課題というものはほとんどなくて、答えのない問いを問い続けるというか、何か状況に対して絶えずちゃんと向き合っていく、そういう社会なんだと思うのです。そうすると、「課題を提示してやってくれる人」というマッチングだけでは多分全然うまくいかないの

	で、この図でいうところの、多分、市民活動の促進モデルはこれで全然いいと思うのですが、課題解決の促進と書いてある、何か爆発しているところですね。実はこの爆発しているところの中身をちゃんと設計するということがすごく大事なのではないかという気がして、そういう意味で言うと、課題がちゃんと行政側からも出てくる、それに取り組みたい市民が出てくる、そしてこの助成というところ、助成すれば解決するということでは多分ないと思うので、その辺、お金を出せば、あるいは専門家に意見をもらえれば大丈夫ということとはちょっと水準の違う、本当に解決に向かう何かアイデアをどんどん出していくという、そういう状況をつくっていくことが大事ではないか。そして、３つ出して２つ成功とか多分なくて、300出して１個成功ぐらいの、それぐらいのハードルなのかなと思いました。 （中島委員長）林委員。 （林委員）私のところで今、18区の中でたった１名の係長というのが旭区に来ているのです。これが大規模団地再生ということで、旭区に今ある大きな団地を４つ対象にして、要するに再生というような名目でやっているのですが、特に私の左近山というところは、横浜国立大学の学生が５人、賃貸住宅に住んでいます。そして、我々が今やっているＮＰＯの手伝いをしたり、地域の行事のお手伝いをしたり、あるいは自分たちの自主的な事業をつくって、それに対して住民の参加を求めるというようなことを現実にやっています。これには区から、もちろん市からの補助金も出ていますが、要するに６万何がしで住めるところに、１人に対して３万円の補助金が出るわけです。そうすると、３万円で住めるよと。それに部屋が２ＤＫ、３ＤＫありますから、シェアハウスしてもいいですよと。そうすると、２人で６万円出てくるからほぼただになってしまうと。あと管理費だけで済みますよと、そういう制度で今やっているのですが、これももうじき終わりますけれども、そういうことによって学生たちに今、頼んでいるのは、外部の学生を呼んで大いに盛り上がってもらうのも結構ですが、今、住んでいる、在住している学生を掘り起こしてもらう、それで活性化できないか、そういうようなことで取り組んでもらいたいということで、実際にやってもらっています。 　この前、ビアガーデンではないですがサコノミといって、大学生が主体になって夜一杯飲む会をつくろうじゃないかということでやりました。雨が降っていたのですが大盛況でした。そこで、地域の商店街の中に魚屋だとか肉屋だとかありますので、そこに、学生が注文を受けたら自分たちで買いに行って、おつまみとか何かを持ってきてくれるのです。そうすると、お年寄りの方々は本当に喜んで、それから、高校生の男の子がギターを持ってきて弾き語りをしたり、とてもいい雰囲気ができています。８月31日にまたやろうということになっています。そういうので少しずつ行政と一緒になってやってきて、今、大規模団地再生ということで動いていますので、ここはちょっと話が違うかもしれませんが、一応そういうことでやっています。

	（中島委員長）ありがとうございます。個人的にすごく参考になったのは、行政提案型の事業をするというときに、目的とか、こういうことを達成したい、こういう課題を解決したいといって出すのと、もっとこういう事業をして、その事業にお金を出しますというものとがあると思うのですが、その案配というのもすごく難しい。今、林委員がおっしゃったのは、多分団地の再生なのですが、補助金が出ているのは家賃の補助ですよね。だから、家賃補助をしてもし若者とかが入ってくれば、その若者が起こすであろう、何かよくわからないけれども街に対する活性化みたいな、それは多分、最初のところはデザインできないですよね。多分、何か起こるだろうと信じてお金を出す。どういうレベルのお金の出し方がいいのかというのは、すごく議論のしがいがあるなとちょっと今、思いました。 　あと、すみません、私ばかりしゃべっていますが、坂倉委員がおっしゃった解決の中身を設計することが重要というのはもうそのとおりで、それは私たちに今まで欠けていたかなということはあると思います。ただ、治田委員が説明してくださった、今までのモデル事業の中で採択するときに、提案する団体に、これはある意味実験で、協働の勉強のためのお金なんですよというところはきちんと伝えてあったのです。だから、事業が採択される採択されない以前に、先ほど治田委員がおっしゃったように、どのように行政とかかわったらいいかとか、どのタイミングで提案するとこれから自分たちが何かしようとするときにうまくいくかというのも学んでいただいたという側面もあるので、まさに採択されなかった、最終的に３団体に残らなかったから何も残っていないわけではなくて、事業のプロセスの中で多分すごいたくさんのことを学ばれているので、そういうある意味余白の大きい、勉強するということにお金を出してくださったということ、あと、中に書いてある調査ですとか、そういう費用にもしていただいたのです。そういうことが続けられれば、全体の市民とか市民活動団体の行政に対する提案力ですとか協働力みたいなものも上がっていくのではないかと思います。ただ、おっしゃったように解決は確かにすごく大変なので、解決するための補助金というのではない新しい考え方、市民局だからできるようなそういうものを、お話を伺ってちょっと個人的には期待したいなと思いました。 　治田委員、お願いします。 （治田委員）さっきの９条というか…… （中島委員長）ごめんなさい、その話をしなくてはいけなかったですね。 （治田委員）行政側から出す課題について話を戻しますと、私はそれこそ20年ぐらい前に千葉県で同じような事業をやっておりまして、そのときに必ず起きてくるのが、行政側視点しか提案が出てこないのですね。それをやはり市民側が、当事者の人も当事者でない人も、学識の方々も含め、同じステージで対話をして、この提案はこうだけどこういうふうにしたらこういう人たちから手が挙がってくるよとか、市民側としてはそんなの課題と思っていないのよみたいなやりとりがあって事業に

	ならないと、結局、行政側のごり押しで解決してやるからみたいになってしまうのはよくないなと思っていて、やはりその仕組みが大事なのではないかと。しかも、余りそれを、提案だけしてくださいと言って、市民からいろいろ言われますよと言うと、今度は行政側が出してこなくなってしまうのです。なので、その辺の手綱の引き方もすごく大事だなと思います。 　あわせて、例えば去年の事例で言うと、アオバ住宅社で起きたことは、これはすごく行政側の方もご苦労されて議論の場をつくっていただいたかと思うのですが、生活困難者、青葉区にそういう方がいるんだというのも皆さん驚きだと思うのですが、そういう方々に住宅の手当てをしながら、彼らに対して仕事の環境をつくっていくというものですばらしい活動ではあるのですが、一方でその活動自体が、例えば18区の中でどういう取組をしているのかといったときに、中区ではそういうことをもう先にやっていますよみたいな話だったり、それをやるのだったら区ではなくて今度は健康福祉局のほうから国のこういう事業があるよとか、そういうのをケース会議みたいなところで議論されたということがすごくよかったなと思っていて、恐らくそういうことも含めて事業設計していかないと、行政にとって都合がよかったり、市民団体にとって都合のいいことだけが議論されてしまうことになってしまうのではないかと思っていて、私が言いたかったのは、ぜひそういうステージを事業の中に組み込んでくださいということです。 （中島委員長）事務局、お願いします。 （事務局）治田委員のご指摘の部分は当然こちらも思っていまして、多分一方的な提案は乗ってくるところはないか、乗ってきたとしてもうまくいかないことかなと思っています。ですから、私たちの役割としては、この趣旨をしっかりとそれぞれの部局に伝えて、こういう形、こういう方向性でこういうつき合い方、そして事業のゴールはどこにあるのかというのを明確にしていくのが一つの形なのかなと思っています。今も幾つかの部署とこの９条を視野に入れた、相手方はそう思っていない部分もあるのですが、こちらとしてはこれが使えるかなというので話している中で、彼らの頭の中というか、実際の動きの中に市民、区民の方がいて、この人にこうであればこういう事業ができるのにというようなことを言うのが多くあります。私も20年前の横浜市役所と今とを考えてみると、行政側が一方的に思って押しつけるようなものではなくて、逆に今、予算がなくなっている中で、いかに頭を働かせるかというふうに市の職員も変わってきているのかなと。そういう土壌ができている中で予算と私どもの人手と、それから関係する部署との連携を組み合わせていく中で、やって初めてうまくいくかいかないかというような事業かなとも思っています。ですけれども、やるのであればなるべくうまくいくように、そして、１回それがうまくいかなくても次の場面で生きるような、これはだめだったけれども次に展開できるというような形ができればなと思っています。まち普請でも、例えば一次コンテストで通っても二次コンテストで落ちる団体も出てくるのですが、二次コン

	テストに落ちた団体に対しても地域まちづくり課は何らかのフォローはしていまして、そうすると、実際に落ちた団体も別の分野で成果を出しているということもあります。 （中島委員長）ほかの委員の方。松岡委員。 （松岡委員）まず、課題に気がつく。そこに気がついたら、次にそれを誰が手助けしてくれるかというところがやはり肝だと思うのです。それが大きな組織なのか、もっと小さなところで手助けしてくれる人がいるのか、どこに行ったらそれは聞けるのかとか、どこで相談できるのかということが、やはりずっと議論の中心であったと思うのです。その場所を今度新しくできる市のそこに求められるのか。やはり課題に気がつくこともすごく重要で、多分提案していくと課題が見えてくるし、そこにどうしていったらいいのだろうかということに気がつきながら誰が手を差し伸べるかというのは、本当に地域のいろいろな人たちに求めるものであって、ここだけ、行政だけでやれるものではないということが、多分20年前ぐらいから横浜市の場合は市民力をどうやって使っていくかということだと思うので、当たり前なのですが、それを改めて今度新しい庁舎ができたときに、この場所でそれを市民にもう少し伝えてほしいです。それが全然まだ伝わってこないのです。この新しい庁舎ができたところで、横浜市としてそのことがどう見えるのかという展望みたいなものをもっと言ってもいいのではないか。横浜市の行政自体がもっと言ってくれないと、このことに対する気づきは本当にないかなと思いました。 （中島委員長）ありがとうございます。ほかの委員の方、ありますか。では、事務局から先ほどの説明の中で、新しい提案としては、９条に基づく行政発意の提案ということを、大筋としてはそれを検討していただくということで皆さんよろしいですか。では、期待しているということで、ありがとうございます。よろしければ次に移りたいと思います。 　エ　「横浜市市民協働条例」３年ごとの振り返りについて （中島委員長）続いて、エの「横浜市市民協働条例」３年ごとの振り返りについて、お願いいたします。 （事務局）資料により説明 （中島委員長）ありがとうございます。では、この件について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。個人的には今日、皆さんの委員会での議論を伺いまして、振り返りという名前ではありますが、新しいこともいろいろ提案してくださっておりますので、協働のあり方そのものを考えるというのもいいかなというふうに思いました。では、先に進ませていただきます。 　オ　平成30年度横浜市市民活動支援センター事業評価報告書について 　カ　令和元年度　横浜市市民活動支援センター自主事業の事業計画について （中島委員長）オ、平成30年度横浜市市民活動支援センター事業評価報告書につい

	て、事務局から説明をお願いいたします。 （事務局）委員長、できればカの令和元年度の自主事業の事業計画もまとめてご説明させていただいてよろしいでしょうか。 （中島委員長）お願いいたします。では、カ、令和元年度横浜市市民活動支援センター自主事業の事業計画について、オとあわせてご説明をお願いいたします。 （事務局）資料により説明 （中島委員長）ありがとうございます。今期からの委員の方にはなかなか分かりづらいかもしれませんが、何か質問がありましたらお願いいたします。特に時間を割いて説明してくださったアクションポート横浜が実施するセンター事業については、助成金の交付額を当初の予定180万から90万にして事業をしていただく。ただし、その成果についてはきちんと、これは先方と打ち合わせをして内容について合意を得ているということでよろしいですね。ということでやっていただくということで、事務局から話をしていただいたということです。アクションポート横浜も事務局体制とかが変わって心機一転という感じでしょうか。 （事務局）事務局体制は昨年度から変わっていますが、事業を進めるメンバーはまた新しいメンバーが加わったりしているという状況です。 （中島委員長）では、昨年度に引き続き実施していただくということで、ただ、事業の進捗を事務局のほうに少し、ご負担になるかと思いますがしていきつつ、また経過等も委員会に報告していただきながら進めてくだされればと思います。皆さんよろしいですか。ありがとうございます。 キ　2019年度版「支援制度ガイドブック」の発行について （中島委員長）では、キ、2019年度版「支援制度ガイドブック」の発行について、事務局から説明をお願いいたします。 （事務局）資料により説明 （中島委員長）ありがとうございます。冒頭に説明してくださった地域活動推進課の事業等も全部載っております。何かご質問ありますか。 （鈴木委員）質問ではありませんが、今見たらＰＤＦがぽんとウェブサイトに載っかっているのですが、ものすごい見るのが大変ではないですか。検索できるようにならないですか。 （中島委員長）ＰＤＦ版の検索…… （鈴木委員）いや、ＰＤＦがぽんとウェブサイトに載っかっているだけなので、結局それを一生懸命見ないとわからないので、何かもう一つ使い勝手がいいようにしたほうがいいのかなと。予算のこともあるかと思いますが。 （中島委員長）なるほど。 （事務局）ありがとうございます。 （中島委員長）治田委員。

	（治田委員）宣伝になってしまいますが、ここにおられる方にもご協力いただいているので、今後これにぜひ追加いただきたいのですが、アイネットという横浜の上場会社の創業者が地域振興財団というものを立ち上げて、神奈川県内のＮＰＯに対して10万から30万の範囲で初年度300万の助成金を出すことになりましたので、ぜひともたくさんの方に応募いただきたいので、今後ご協力いただけたらと思っています。吉原さんと中島先生に選考委員でかかわっていただくようになっていますので、それがまた横浜のよさかなと思っております。よろしくお願いします。 （中島委員長）ありがとうございます。ほかの委員の方々、何かありますか。よろしいですか。 （３）その他 （中島委員長）では、最後になりますが、その他、事務局から何かありましたらお願いいたします。 （事務局）今後の委員会日程について改めてお知らせいたします。事前に担当からお伝えしましたとおり、今年度も年間の委員会の日程を決めさせていただいております。お手元に日程表をお配りしておりますが、次回第４期第２回の委員会は９月25日水曜日の18時から、続く第３回委員会は12月26日月曜日の18時から、また第４回につきましては翌年３月９日月曜日、こちらは14時からの開催とさせていただきます。場所については全て桜木町の横浜市市民活動支援センターを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。 （中島委員長）ありがとうございます。次回は９月ですね。その間に市民協働推進センターの公募の要項ができ上がったら…… （事務局）公募要項につきましては、委員の皆様にメールで送らせていただきますので、よろしくお願いします。 （中島委員長）ありがとうございます。大変時間が超過いたしましたが、ほかの皆さんから何かありますか。 ３　閉会 （中島委員長）では、以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。これをもちまして、第４期第１回市民協働推進委員会を閉会いたします。次回もよろしくお願いいたします。
資　　料	・資料１：横浜市市民協働推進委員会の根拠法令 ・資料２：横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について ・資料３：令和元年度　市民協働推進部事業の概要について ・資料４：新市庁舎の「市民協働のためのスペース」について ・資料５：令和元年度　協働事業の提案支援モデル事業の取組について ・資料６：「横浜市市民協働条例」３年ごとの振り返りについて

	・資料７：横浜市市民活動支援センター事業評価報告書 ・資料８：令和元年度　横浜市市民活動支援センター自主事業の事業計画について （アクションポート横浜） ・資料９：2019 年度版「支援制度ガイドブック」の発行について